

## 相談窓口・連絡先

○中村橋福祉ケアセンター（心身障害者福祉センター）光が丘2-6-1（光が丘第七小学校跡施設）  
Tel.6904-0145 FAX.6904-0140

## ○保健相談所

豊玉保健相談所 Tel.3992-1188

担当地域：旭丘、向山、小竹町、栄町、桜台、豊玉上、  
豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、  
中村南、貫井、練馬、羽沢

石神井保健相談所 Tel.3996-0634

担当地域：大泉町2丁目、下石神井、  
石神井台1～3・5・6丁目、石神井町、  
高野台、東大泉、富士見台、南大泉、  
南田中、三原台、谷原

北保健相談所 Tel.3931-1347

担当地域：春日町1・2・4丁目、北町、  
田柄1・2丁目、錦、平和台、  
早宮、氷川台

大泉保健相談所 Tel.3921-0217

担当地域：大泉学園町、大泉町1・3～6丁目、  
西大泉、西大泉町

光が丘保健相談所 Tel.5997-7722

担当地域：旭町、春日町3・5・6丁目、  
田柄3・4・5丁目、高松、  
土支田、光が丘

関保健相談所 Tel.3929-5381

担当地域：上石神井、上石神井南町、  
石神井台4・7・8丁目、関町北、  
関町東、関町南、立野町

## ○総合福祉事務所

練馬総合福祉事務所（〒176の地域） 障害者支援係 Tel.5984-4609

光が丘総合福祉事務所（〒179の地域） 障害者支援係 Tel.5997-7796

石神井総合福祉事務所（〒177の地域） 障害者支援係 Tel.5393-2816

大泉総合福祉事務所（〒178の地域） 障害者支援係 Tel.5905-5272

## ○障害者地域生活支援センター

豊玉障害者地域生活支援センター（きらら） Tel.3557-9222（水、祝休日および年末年始を除く）

光が丘障害者地域生活支援センター（すてっぷ） Tel.5997-7858（火、祝休日および年末年始を除く）

石神井障害者地域生活支援センター（ういんぐ） Tel.3997-2181（火、祝休日および年末年始を除く）

大泉障害者地域生活支援センター（さくら） Tel.3925-7371（水、祝休日および年末年始を除く）

高次脳機能障害の方は、外見からは障害が分かりにくいいため、周囲からの理解が得られにくく、脳損傷の部位や重症度により、現れる症状は様々で個人差が大きい障害です。

ご本人に合わせたサービスや制度をご利用いただくために、何に困っているか、今後の生活でどうしていきたいかなど、まずはご相談ください。

東京都高次脳機能障害支援普及事業（専門的リハビリテーションの充実事業）  
区西北部（豊島区・北区・板橋区・練馬区）地域リハビリテーション支援センター  
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院 編集・発行  
（〒173-0015 東京都板橋区栄町33-1 Tel.03-5375-1234 患者・地域サポートセンター 高次脳機能障害支援 相談窓口）

令和6年9月

## 高次脳機能障害のある方の手順リーフレット

頭部外傷・脳血管障害を発症された  
ご本人・ご家族の方へ

病気や事故などの後遺症でこれまでできていたことが出来なくなったり、能力が低下してしまった方はいませんか？  
手順の流れ、経済面や支援制度などの社会保障にはこんな制度があります。

# 困った時は、ここに相談！

## 【医療費・所得補助】

### ●高額療養費

1か月の医療にかかる自己負担額が限度額を超えた場合（保険診療分に限る）に、申請によりその超過額が払い戻される制度です。自己負担限度額は年齢や所得区分により額が設定されています。制度についての詳しいことは、ご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

国民健康保険  
区民部 国保年金課  
こくほ給付係  
↓  
Tel.5984-4553

後期高齢者医療制度  
区民部 国保年金課  
後期高齢者資格係  
↓  
Tel.5984-4587

その他の健康保険  
↓  
勤務先または  
健康保険組合等

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証

同じ人が同じ月に同じ医療機関などに支払う保険診療分の支払いが、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることで自己負担限度額までになります。

また、世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで保険診療分の支払いが自己負担限度額までになるとともに入院中の食事代が減額されます。制度についての詳しいことは、下記へお問い合わせください。

国民健康保険  
区民部 国保年金課  
こくほ給付係  
↓  
Tel.5984-4553

後期高齢者医療制度  
区民部 国保年金課  
後期高齢者資格係  
↓  
Tel.5984-4587

その他の健康保険  
↓  
勤務先または  
健康保険組合等

### ●交通事故（自動車損害賠償責任保険）

自動車事故の被害者の救済制度

↓  
加入している自動車賠償保障責任保険会社

### ●労働者災害補償保険

業務中や通勤途上の事故と認められた場合、適応される制度

↓  
勤務先（総務部など）

### ●傷病手当

病気や怪我で休職中の方とご家族の生活を保障するための制度です。

保険者が全国健康保険協会  
↓  
協会けんぽの都道府県支部

保険者が健康保険組合  
↓  
それぞれの健保組合

保険者が共済組合  
↓  
それぞれの共済組合

発病・受傷



概ね  
6カ月後

概ね1年  
6カ月後

### ●自立支援医療

精神疾患を理由として通院している方の医療費助成制度です（入院は除く）。認定されると、指定医療機関、薬局、訪問看護ステーションにおける自己負担が原則1割に軽減されます。

↓  
管轄の保健相談所または保健予防課精神保健係  
Tel.3993-1111（代表）

### ●介護保険サービス

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り地域で自立した日常生活を送れるように、必要な介護サービスを受けられる制度です。（65歳以上の方、もしくは医療保険に加入している40～65歳未満の方で脳血管疾患などの特定疾病に該当する方が対象。）

↓  
介護保険課  
Tel.3993-1111（代表）

### ●障害者手帳

障害の程度および内容により、精神障害者保健福祉手帳あるいは身体障害者手帳を取得できる可能性があります。いずれも下記の窓口で申請が必要です。手帳を取得することで様々なサービスを利用しやすくなります。

精神障害者保健福祉手帳  
↓  
管轄の保健相談所または  
保健予防課精神保健係  
Tel.3993-1111（代表）

身体障害者手帳  
↓  
管轄の総合福祉事務所障害者支援係

### ●障害福祉サービス

自宅で行う居宅介護や施設内で行われる生活介護、また生活能力の維持向上を目指す自立訓練や就労を目指す就労移行支援などのサービスが受けられます。

高次脳機能障害と診断された方の場合  
↓  
管轄の保健相談所

身体障害の方の場合  
↓  
管轄の総合福祉事務所障害者支援係

### ●障害年金

申請する障害等で初めて病院にかかった日（初診日）に加入していた年金の種類によって窓口が異なります。また、障害によって労働や日常生活に制限が加えられることとなった場合に、その状況に応じて定められた障害等級に該当することにより、受給できるものです。

初診日に国民年金に加入されていた方  
↓  
国保年金課 国民年金係  
Tel.5984-4561      練馬年金事務所  
Tel.3904-5491

初診日に厚生年金に加入されていた方  
↓  
練馬年金事務所  
Tel.3904-5491

障害の程度や年齢などにより、利用できるサービスは異なります。サービスの利用には、必ず各窓口で申請をする必要があります。住み慣れた地域で自分らしく、いきいきとした生活を送るため、いろいろな地域サービスや支援を利用して生活をしていきましょう！

ご不明なこと、わからないことは、裏面の相談支援機関にご連絡・ご相談ください。